

OH! YATTA!!

オオ!

ヤッター!!

発行／足立区大谷田就労支援センター・足立区大谷田ホーム

発行責任者／末吉 正和

〒120-0001 足立区大谷田1-44-3

TEL:03-3605-6762 FAX:03-3605-7037

URL:<http://ohyatta.zive.net>

冬号は11月に大谷田福祉施設の中庭で行われた『大谷田ふれあいフェスタ』の報告と、年賀状印刷のご案内をお届けします。

大谷田ふれあいフェスタ 1

11月27日(日)第2回大谷田ふれあいフェスタが大谷田福祉施設の中庭で行われました。

大谷田上自治会と大谷田障害福祉施設の共催で行いましたが、今回も晴天に恵まれ、大勢の方々が大谷田ふれあいフェスタに訪れました。

今年の模擬店は出店数も多く、上自治会からは、焼きそば・フランクフルト・玉こんにゃく・ゲームなどが出店されました。ゲームはスーパーボールと風船ヨーヨー釣りがあり、子供たちで大賑わいでした。食べ物も上自治会の方々慣れた手つきで自慢の味をご披露してくださり、どれも絶品の味付けで好評でした。大谷田父母の会からはお母さんたちが焼き鳥を出店しましたが、煙に巻かれながらも沢山焼いてくれました。隣でビールを販売していたのがちょうどつまみに合ったようで、沢山売れたみたいです。大谷田就労支援センターからは、豚汁・コロッケ・ビール・アイスクリームを出店しました。今回は施設の仲間全員がそれぞれの模擬店にかかわり、受付や販売を担当しました。みんな久しぶりのお祭りとおあって、仕事の時とはまた違った表情で楽しそうに参加していました。

大谷田ふれあいフェスタの会場内で目立った格好をしている2名がいたことに皆さんお気づきでしたか？



大谷田ふれあいフェスタ 2



その二人も大谷田就労支援センターに通っている方で、ソウとサルの格好をしていましたが、2名は着ぐるみの中で蒸れながらも一生懸命に1日呼び込みをして会場を盛り上げてくれました。

大谷田ホームからは、にら饅頭を出店しました。よく地域でお見かけするメンバーなのでもう顔は覚えていただいているかと思いますが、さらにこの大谷田ふれあいフェスタで地域の方々と触れ合えて良かったと思います。

その他、会場の奥では、自主製品の販売、年賀状の案内・受付と自転車の清掃・リサイクル自転車の販売も行いました。年賀状の受注は12月が本番です。この機会に一人でも多くのお客様にご利用していただきたいとみんな一生懸命に宣伝していました。又、自転車の清掃は1台500円で行いました。外で石鹸と水で自転車を洗うので、冬は冷たくて大変な作業ですが、この日は、暖かい日だったので助かりました。

大谷田ふれあいフェスタの目玉となっているバザーは大谷田上自治会と大谷田就労支援センターそれぞれで、沢山の品物が集まり大盛況となりました。売り上げ金は寄付になるということで『おつりはいいよ』という方もいれば、『これも付けてくれたら買うわ!』としっかり値切っていく交渉上手な奥さんもいました。バザーの最後に小皿のセットを10円で販売したら何セットも買ってくれた優しい方がいて、とても助かりました。

今回で2回目の大谷田ふれあいフェスタということで、子供から大人まで沢山の方が訪れてくれました。来年は4月の桜祭りと大谷田ふれあいフェスタを一緒に行い、さらにパワーアップしてお祭りを盛り上げようと企画しております。乞うご期待ください。

大谷田ふれあいフェスタでの収益の一部はパキスタン地震被害者への義援金とさせていただきます。皆さん本当に御協力ありがとうございました。



今回は大谷田ホームの3名をご紹介します。



氏名 山田 伸治
 所属 綾瀬あかしあ園
 『たんぼぼ』という広報紙をパソコンで入力する作業
 趣味 ビートルズの音楽鑑賞（特にyesterdayが好き）
 夢 お金を貯めて海外へ渡り、イギリスとフランスの福祉を見てみたい。
 最後に一言 人と関わり、人をもっと深く知る為に心理学を学びたい。



✂ 氏名 大内 友子
 所属 あかしの家・機織り作業
 趣味 音楽鑑賞（SMAP（スマップ）とNEWS（ニュース）が好き）
 目標 イライラに対し、人に八つ当たりせず、自分を落ち着かせて考えていきたい。
 最後に一言 人を助けられるような頼れる女性になりたい。



✂ 氏名 小倉 千明
 所属 足立区谷在家福祉施設・機織作業
 趣味 手話を勉強すること
 夢 手話を覚えて手話講師になること
 目標 友人・仲間をいっぱい作り、人の輪を広げる
 最後に一言 もっと世の中の事を知りたいので見かけたら声を掛けて下さい。
 あと、障害者をもっと知ってもらい理解してほしいです。お願いします。



保健まめ知識

今回のテーマは『お茶-Tea-』です。 お茶の効能ってすごい！

緑茶の成分“カテキン効果”ってみんな一度は聞いたことがありますね？



お茶の中のカテキンには、抗生物質と抗体の二つの作用があり、それは、外からの菌にだけ作用して、身体の中の大切な菌の動きは強めてくれる作用があります。

カテキンは、その他動脈硬化や老化防止・インフルエンザや癌・心臓・腎臓病、成人病・食中毒予防にも効果があると言われてい

ます。
お茶にはビタミンCも多く含まれています。ビタミンCは本来は熱に弱く、壊れやすいのですが、お茶に入ってるビタミンCの場合は結構安定していて、身体の免疫力を高める効果が高いそうです。

一日に少しずつ摂取すると、いつもカテキンが胃の中をきれいにしてくれたり、お茶の葉っぱでうがいをすると市販のうがい薬より効果が上がります。一度試してみてください。(看護師 川崎)

ちなみに、カテキンが一番多いのは緑茶です。特に煎茶に多く含まれます。

上限を設定する場合、どの所得階層に該当するかは、住民票上の「世帯」が原則となります。ただし、住民税でも医療保険でも世帯主の「非扶養者」でない障害者については、本人とその配偶者のみの所得で判断することもできます。また、同じ世帯に他にも障害福祉サービスや介護保険サービスを受けている人がいる場合は、その合算が上限を超えないように軽減されます。

上限額を設定してもなお負担が厳しい方へは、個別減免と社福法人減免を設定してあります。（資産が350万円以下の方）個別減免は、施設入所（20歳以上）、グループホーム入居者が対象になります。

＜通所施設の食費（昼食）に対する軽減措置の考え方＞

食費については、原則自己負担（食材費+人件費+光熱水費）になります。しかし、所得に応じた軽減措置（経過措置3年間）として、(1)(2)(3)の所得の方には、食材費のみの負担になります。その他に、施設体系の見直しも行なわれます。厚生労働省は、概ね5年程度の経過措置期間内に移行することとしていますが、大谷田就労支援センターのように「福祉的な就労の場」としての障害者の働く福祉施設にとって、利用者がより充実した施設のあり方を摸索していくこととなります。

最後に

自立支援法には、三年後の見直し規定があります。当事者である私たちの声を社会に届け、障害者が地域の中でその人らしく暮らし、社会の中で役割を持って生きていける法制度の実現に向けて一層努力してい

きたいと思います。

今後とも皆様のご理解とご支援をお願いいたします。



＜パソコン作業室での仕事風景＞



＜自転車清掃をしているところ＞

障害者自立支援法の成立にあたって

足立区大谷田就労支援センター
センター長 末吉 正和

「障害者自立支援法」(以下、自立支援法)が、10月31日(月)第163回特別国会で、自民党、公明党の賛成多数で可決成立しました。

民主党からは、現行の支払い能力に応じた利用者負担の仕組みを引き継ぐ「障害者自立支援・社会参加促進法案」が出され、共産党と社民党の支持を得ましたが、賛成少数で否決されました。

この自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進めること、これまで障害種別(身体、知的、精神)ごとに異なる法律で提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとすることとして、サービスにかかる費用を義務的経費とする一方、利用者に対して原則一割の定率負担(応益負担)を導入するもので、平成18年4月から施行されます。

自立支援法については、障害者団体、野党、与党内部からも、多くの障害者が負担に耐えられる所得状況にないこと、所得保障、サービス基盤の拡充策など不十分であり、見直しの必要性が指摘されていましたが、法案に反映されることはありませんでした。

また、定率負担に伴う、所得基準が同一世帯の家族の収入も含まれる内容であり、

家族の負担は大きくなり、私たち施設の利用者や家族の間でも不安が広がっています。

今回の自立支援法は、一定の軽減措置はありますが、障害が重くなればなるほど家族の負担が大きく、障害者の自立を社会が支える仕組みから、家族の負担へと時代の流れに逆行するものになっています。

また、どのような内容で法が施行されるのかは政省令にゆだねられているのが実態で、厚生労働省も国会の質問に対して「政省令の中で検討する」との答弁を繰り返しており、障害者や家族はもちろん、施設運営の立場からも、今後どのような基準が出されるのか、障害者が地域で自立した生活が可能なのか気になるところです。

<定率負担(応益負担)の考え方>

サービス量に対して掛かる費用の原則1割負担になります。しかし、所得により月当たりの上限額が設定されています。上限額については、所得によって異なり、(1)生活保護世帯の場合は、ゼロ円。(2)市町村住民税非課税世帯で本人の収入が障害者基礎年金2級(月66,000円)程度しかない人は、15,000円。また、(3)市町村住民税非課税で障害者基礎年金1級を含めた世帯の収入が300万円以下程度の人は、24,600円、(4)課税世帯(一般)の人は40,200円が